○　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十二条　［略］ ２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九百十一条第三項第三号に規定する支店として同条の規定により登記されているもの（同号に掲げる事項について同法第九百十五条第一項の規定により変更の登記がされているものを含む。）又は優先出資法第二条第三項に規定する根拠法の規定により登記されている事務所若しくは保険業法第六十四条の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。 ［３・４　略］	第二十二条　［同上］ ２　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九百十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第六十四条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。 ［３・４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中　間　業　務　報　告　書	中　間　業　務　報　告　書
第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）	第　期中（　年　月　日から 　年　月　日まで）
株式会社　銀行	株式会社　銀行
年　月　日	年　月　日
金融庁長官　殿	金融庁長官　殿
住　所 株式会社　銀行 代表取締役　氏　名	住　所 株式会社　銀行 代表取締役　氏　名
年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第５　略］	［第１～第５　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～７　略］	［１～７　同左］
第１　［略］	第１　［同左］
第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表	第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	１　［同左］
［⑴～⑻　略］	［⑴～⑻　同左］
⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額	⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
［⑽～⑲　略］	［⑽～⑲　同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］

［第３～第５　略］

別紙様式第１号の２（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑲　略］

［２・３　略］

［第３～第５　略］

［第３～第５　同左］

別紙様式第１号の２（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑲　同左］

［２・３　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(15)　略］

(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(17)～(24)　略］

(25)　会社計算規則第２条第３項第55号に規定する連結配当規制適用会社

別紙様式第３号（第18条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(15)　同左］

(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(17)～(24)　同左］

(25)　会社計算規則第２条第３項第51号に規定する連結配当規制適用会社

については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉛　略］

［２～６　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑮　略］

⑯　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は

については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉛　同左］

［２～６　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第３号の２（第18条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑮　同左］

⑯　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は

金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑰～㉔　略］

㉕　会社計算規則第２条第３項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉛　略］

［２～６　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第５号（第 18 条第３項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑰～㉔　同左］

㉕　会社計算規則第２条第３項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉛　同左］

［２～６　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第５号（第 18 条第３項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑺　略］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑰　略］

［２～５　略］

［３～５　略］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑰　同左］

［２～５　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑭　略］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉔　略］

［２～７　略］

［３～５　略］

別紙様式第６号（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑳　略］

［２・３　略］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑭　同左］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉔　同左］

［２～７　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第６号（第 19 条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑳　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第２　［略］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑻　略］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑳　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第２　［略］

中間損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑻　同左］

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑽～⑳　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑮　略］

⑯　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑰～㉔　略］

㉕　会社計算規則第２条第３項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉜　略］

［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

別紙様式第６号の３（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑮　同左］

⑯　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑰～㉔　同左］

㉕　会社計算規則第２条第３項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［㉖～㉜　同左］

［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～11　略］

第２　［略］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(15)　略］

(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(17)～(24)　略］

(25)　会社計算規則第２条第３項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［(26)～(32)　略］

［２～６　略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～11　同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号の４（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(15)　同左］

(16)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(17)～(24)　同左］

(25)　会社計算規則第２条第３項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［(26)～(32)　同左］

［２～６　同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～11　略］

第２　［略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑺　略］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑱　略］

［３～６　略］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～11　同左］

第２　［同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑱　同左］

［３～６　同左］

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第２　［略］

別紙様式第８号の２（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑳に掲げる事項は、常に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑭　略］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社を

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第２　［同左］

別紙様式第８号の２（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑲に掲げる事項は、常に注記すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑭　同左］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社を

いう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉕　略］

［３～８　略］

連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

第２　［略］

別紙様式第９号（第 20 条第１項関係）

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第 71 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載す

いう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉕　同左］

［３～８　同左］

連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第２　［同左］

別紙様式第９号（第 20 条第１項関係）

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第２項第 67 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀

ること。

7　［略］

［１～12　略］

別紙様式第９号の２（第 20 条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第 71 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

7　［略］

［１～12　略］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

行に関する事項をも記載すること。

7　［同左］

［１～12　同左］

別紙様式第９号の２（第 20 条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第 67 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当行の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷営業所等の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑻その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当行の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

7　［同左］

［１～12　同左］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会　社　名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑺　略］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑰　略］

［２～６　略］

［３～５　略］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会 社 名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑰　同左］

［２～６　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所

会 社 名

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑭　略］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉔　略］

［２～８　略］

［３～５　略］

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑭　同左］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉔　同左］

［２～８　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第 13 号（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑺　略］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑱　略］

［３～７　略］

中間連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

第２　［略］

別紙様式第 13 号の２（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑼～⑱　同左］

［３～７　同左］

中間連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第２　［同左］

別紙様式第 13 号の２（第 34 条の 25 第１項及び第４項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀　行　持　株　会　社　名

代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑭　略］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉕　略］

［３～９　略］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～９　略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～９　略］

第２　［略］

別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　事業報告

（記載上の注意）

［１～５　略］

［１～４　同左］

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑭　同左］

⑮　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑯～㉕　同左］

［３～９　同左］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～９　同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～９　同左］

第２　［同左］

別紙様式第 14 号（第 34 条の 28 第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　事業報告

（記載上の注意）

［１～５　同左］

6　銀行持株会社が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第 71 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　当社の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷事務所の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑼その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当社の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。 7　［略］ ［１～12　略］	6　銀行持株会社が当該事業年度に係る会社法施行規則第２条第２項第 67 号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「１　当社の現況に関する事項」中「⑴事業の経過及び成果等」、「⑵財産及び損益の状況」、「⑶使用人の状況」、「⑷事務所の状況」、「⑸設備投資の状況」及び「⑼その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「１　当社の現況に関する事項」中「⑵財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。 7　［同左］ ［１～12　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（計算書類等の会員への提供） 第三十六条　［略］ ［２・３　略］ ４　提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定	（計算書類等の会員への提供） 第三十六条　［同上］ ［２・３　同上］ ４　提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出するときから通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第四十六条において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の

めがある場合に限る。

［5～7　略］

（招集の決定事項）

第四十二条　法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第四十八条の十二第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第四十八条の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。ハ及び第四十五条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第

措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

［5～7　同上］

（招集の決定事項）

第四十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

四　法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは

四十六条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ　［略］

ハ　電子提供措置（法第四十八条の九に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該会員に係る事項に限る。第四十五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

［五・六　略］

（議決権行使書面）

第四十五条　［略］

2　［略］

3　第四十二条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、金庫は、法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該会員に対して、法第四十八条の十第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　［略］

（電子提供措置）

、その旨

ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　同上］

（議決権行使書面）

第四十五条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3・4　［同上］

第四十八条の二　法第四十八条の九に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第四十八条の三　法第四十八条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第四十八条の四　法第四十八条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

二　計算書類に記載され、又は記録された事項（注記に係るものに限る。）

2　前項第二号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しない場合において、監事又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を会員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける会員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知すべきことを理事に請求したときは、理事は、その旨を会員に対して通知しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第五条　法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定めがあるときは、その規定 三　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であって、当該組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） 第二十一条　［略］ 2　［略］	（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第五条　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であって、当該組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第七条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） 第二十一条　［同上］ 2　［同上］

3　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、書面による招集通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することについての承諾をした優先出資者の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該優先出資者に係る事項に限る。以下この項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとする旨の定めがあるときは、組合は、当該承諾をした優先出資者の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該優先出資者に対して、法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。	［項を加える。］
4・5　［略］	3・4　［同上］
（電子提供措置） 第二十二条の二　法第四十条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十五条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。	［条を加える。］
（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項） 第二十二条の三　法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該	［条を加える。］

電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十二条の四　法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）とする。

一　議案

二　優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につき法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第五条　法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定めがあるときは、その規定 三　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であって、当該金庫に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） 第二十一条　［略］ 2　［略］	（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第五条　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であって、当該金庫に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第七条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） 第二十一条　［同上］ 2　［同上］

3　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、書面による招集通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することについての承諾をした優先出資者の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該優先出資者に係る事項に限る。以下この項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとする旨の定めがあるときは、金庫は、当該承諾をした優先出資者の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該優先出資者に対して、法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。	［項を加える。］
4・5　［略］	3・4　［同上］
（電子提供措置） 第二十二条の二　法第四十条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十六条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。	［条を加える。］
（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項） 第二十二条の三　法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該	［条を加える。］

電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十二条の四　法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）とする。

一　議案

二　優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につき法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（議決権行使書面） 第十六条　［略］ ２　［略］ ３　会社法施行規則第六十三条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、保険業を営む株式会社は、会社法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項（当該株主に係る事項に限る。）に係る情報について同法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該株主に対して、同法第三百二十五条の三第二項（電子提供措置）の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。 ４・５　［略］ （最終事業年度の末日後に生ずる控除額）	（議決権行使書面） 第十六条　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える。］ ３・４　［同上］ （最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三　法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第八号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～六　略］

七　最終事業年度の末日後に計算規則第四十二条の二第五項第一号（取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額）の規定により変動したその他資本剰余金の額

八　最終事業年度の末日後に計算規則第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該増加額

2　前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～十二　略］

十三　成立の日後に計算規則第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剰余金の額

十四　成立の日後に計算規則第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該増加額

第十九条の三　法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～十二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　［略］	
（その他減ずるべき額） 第十九条の四　法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。	
一　最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号（臨時計算書類）の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）。以下この号から第三号まで、第七号イ及びロ並びに第八号において同じ。）の末日（最終事業年度がない場合（同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあっては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及びロ並びに第八号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額	
［イ～ハ　略］	
［二～六　略］	
七　次に掲げる額の合計額	

3　［同上］	
（その他減ずるべき額） 第十九条の四　［同上］	
一　最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号（臨時計算書類）の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。）の末日（最終事業年度がない場合（同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあっては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額	
［イ～ハ　同上］	
［二～六　同上］	
七　［同上］	

イ　［略］	イ　［同上］
ロ　最終事業年度の末日後に計算規則第四十二条の二第五項第一号（取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額）の規定により変動したその他資本剰余金の額	［号の細分を加える。］
ハ　［略］	ロ　［同上］
［八・九　略］	［八・九　同上］
（招集の決定事項） 第二十条の十九　法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	（招集の決定事項） 第二十条の十九　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）	三　［同上］
イ　次条第一項の規定により社員総会参考書類（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）に規定する社員総会参考書類をいう。以下この款において同じ。）に記載すべき事項（別紙様式第五号（記載上の注意）９に掲げるものを除く。）	イ　次条第一項の規定により社員総会参考書類（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）に規定する社員総会参考書類をいう。以下この条から第二十条の二十一までにおいて同じ。）に記載すべき事項（別紙様式第五号（記載上の注意）９に掲げるも

［ロ～ヘ　略］

ト　社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項（書面交付請求）の規定による定款の定めに基づき法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項の規定により交付する書面（第二十条の二十九において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　電子提供措置（法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をいう。以下ハ、第二十条の二十二第四項及び第二十条の二十八において同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした社員の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該社員に係る事項に限る。第二十条の二十二第四項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

のを除く。）

［ロ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

四　法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　略］

（議決権行使書面）

第二十条の二十二　［略］

2　［略］

3　第二十条の十九第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした社員の請求があった時に、当該社員に対して、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

4　第二十条の十九第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした社員の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該社員に対して、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項（電子提供措置）の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

5・6　［略］

［五・六　同上］

（議決権行使書面）

第二十条の二十二　［同上］

2　［同上］

3　第二十条の十九第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした社員の請求があった時に、当該社員に対して、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［項を加える。］

4・5　［同上］

（電子提供措置）

第二十条の二十七　法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する内閣府令で定めるものは、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第二十条の二十八　法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号（株主総会の招集の通知等の特則）に規定する内閣府令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十条の二十九　法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項（書面交付請求）に規定する内閣

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　社員総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　第二十九条の二第三項第一号から第八号の三までに掲げる事項及び法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項（責任限定契約）の契約に関する事項

ロ　事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

三　計算書類（法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）に記載され、又は記録された事項（基金等変動計算書又は貸借対照表若しくは損益計算書のうち関連する注記に係るものに限る。）

四　連結計算書類（法第五十四条の十第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この節において同じ。）に記載され、又は記録さ

れた事項（連結基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又は連結貸借対照表若しくは連結損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）のうち関連する注記に係るものに限る。）

2　次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を社員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける社員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項　監査役、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を社員に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

二　前項第三号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を社員に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三　前項第四号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監

査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を社員に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

（総代会参考書類）

第二十二条　法第四十八条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「総代会参考書類」という。）は、別紙様式第五号の三により作成しなければならない。

［2～5　略］

（議決権行使書面）

第二十二条の三　［略］

2　［略］

3　次条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした総代の請求があった時に、当該総代に対して、法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

4　次条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第

（総代会参考書類）

第二十二条　法第四十八条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条、次条及び第二十三条において「総代会参考書類」という。）は、別紙様式第五号の三により作成しなければならない。

［2～5　同上］

（議決権行使書面）

第二十二条の三　［同上］

2　［同上］

3　次条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした総代の請求があった時に、当該総代に対して、法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［項を加える。］

二百九十九条第三項の承諾をした総代の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項（当該総代に係る事項に限る。同号ハにおいて同じ。）に係る情報について電子提供措置（法第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をいう。同号ハ及び第二十三条の五の三において同じ。）をとらなければならない。ただし、当該総代に対して、法第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項（電子提供措置）の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

5・6 ［略］

（招集の決定事項）

第二十三条　法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　総代会参考書類に記載すべき事項のうち、法第四十九条第一

4・5 ［同上］

（招集の決定事項）

第二十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項（書面交付請求）の規定による定款の定めに基づき法第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項の規定により交付する書面（第二十三条の五の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代の請求があった時に当該総代に対して法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ　［略］

ハ　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

［五・六　略］

（電子提供措置）

四　法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした総代の請求があった時に当該総代に対して法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　同上］

第二十三条の五の二　法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する内閣府令で定めるものは、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第二十三条の五の三　法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号（株主総会の招集の通知等の特則）に規定する内閣府令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十三条の五の四　法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項（書面交付請求）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

一　総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　総代会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　第二十条の二十九第一項第二号イに掲げる事項

ロ　事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

三　計算書類に記載され、又は記録された事項（基金等変動計算書又は貸借対照表若しくは損益計算書のうち関連する注記に係るものに限る。）

四　連結計算書類に記載され、又は記録された事項（連結基金等変動計算書又は連結貸借対照表若しくは連結損益計算書のうち関連する注記に係るものに限る。）

2　次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を総代（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける総代に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項　監査役、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を総代に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

二　前項第三号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を総代に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三　前項第四号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を総代に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

（会計参与報告の内容）

第二十三条の十　法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第一項（会計参与の権限）の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

（会計参与報告の内容）

第二十三条の十　［同上］

一　［略］

二　次に掲げるもの（以下この節において「計算関係書類」という。）のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類

イ　［略］

ロ　各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書

ハ　連結計算書類

［三～八　略］

（連結計算書類）

第二十五条の三　法第五十四条の十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次条から第二十五条の八までの規定に従い作成される次に掲げるものとする。

一　［略］

二　連結損益計算書

三　連結基金等変動計算書

2　［略］

（計算書類等の提供）

第二十九条　［略］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　各事業年度に係る計算書類（法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書

ハ　連結計算書類（法第五十四条の十第一項に規定する連結計算書類をいう。以下この節において同じ。）

［三～八　同上］

（連結計算書類）

第二十五条の三　［同上］

一　［同上］

二　連結損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

三　連結基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

2　［同上］

（計算書類等の提供）

第二十九条　［同上］

［2・3　略］

4　提供計算書類に表示すべき事項（基金等変動計算書又は貸借対照表若しくは損益計算書のうち関連する注記に係るものに限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

［5～7　略］

8　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表若しくは損益計算書のうち関連する注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（連結計算書類の提供）

第二十九条の三　［略］

2　［略］

3　電子提供措置（法第四十一条第一項又は第四十九条第一項におい

［2・3　同上］

4　提供計算書類に表示すべき事項（基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

［5～7　同上］

8　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（連結計算書類の提供）

第二十九条の三　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

て準用する会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をいう。以下この項において同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告があり、かつ、その内容をも社員に対して提供することを定めたときは、前二項の規定による提供に代えて当該会計監査報告又は監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができる。

4～6　［略］

7　第五項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

8　［略］

（計算書類に関する事項）

第三十条の十　法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

3～5　［同上］

6　第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7　［同上］

（計算書類に関する事項）

第三十条の十　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［三～五　略］

（登記に関する事項）

第三十五条の二　次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一　法第六十四条第二項第十六号　法第五十四条の七第三項の規定による措置

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　同上］

（登記に関する事項）

第三十五条の二　［同上］

一　法第六十四条第二項第十五号　法第五十四条の七第三項の規定による措置

二　法第六十四条第二項第十八号イ　相互会社が行う電子公告

2　法第六十四条第二項第十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三　法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

二　法第六十四条第二項第十七号イ　相互会社が行う電子公告

2　法第六十四条第二項第十七号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［八～ヘ　略］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三　法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七　会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

八　［略］

（純資産の額）

第四十五条の十二　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　略］

［八～ヘ　同上］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

（純資産の額）

第四十五条の十二　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　同上］

六　株式引受権（計算規則第二条第三項第三十四号（定義）に規定する株式引受権をいう。第百一条の二の六第六号において同じ。）の帳簿価額

七・八　［略］

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条［号を加える。］

六・七　［同上］

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［三～五　略］

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十九　法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　同上］

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十九　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　略］

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［三～五　略］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の二十五　［略］

2　［略］

3　第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第九十六条の九の四第一項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。）とする。

一　［略］

二　交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（組織変更後株式会社の株式を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合に

［イ・ロ　同上］

ハ　電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　同上］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の二十五　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

あっては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

［イ～ニ　略］

ホ　当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあっては、会社法第九百三十三条第一項（外国会社の登記）の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条（外国法人の登記の事務をつかさどる登記所）の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

⑴　［略］

⑵　当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）（⑴の者を除く。）の氏名又は名称

［ヘ～ヌ　略］

［三～五　略］

4　［略］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

⑴　［同上］

⑵　当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）（⑴に掲げる者を除く。）の氏名又は名称

［ヘ～ヌ　同上］

［三～五　同上］

4　［同上］

（消滅株式会社の公告事項）

第百一条の二の三　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［ハ～ヘ　略］

（純資産の額）

第百一条の二の六　法第百六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　同上］

（純資産の額）

第百一条の二の六　法第百六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円

）をもって吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　略］

六　株式引受権の帳簿価額

七・八　［略］

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

）をもって吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六・七　［同上］

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　略］

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四　法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

⑴　［略］

⑵　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号又は会社法

［ハ～ヘ　同上］

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

⑴　［同上］

⑵　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法

第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項 ［ハ～ト　略］	
（吸収合併存続相互会社の公告事項） 第百一条の二の十七　法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの ［一～三　略］ 四　公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの (1)　［略］ (2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項 ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五	第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項 ［ハ～ト　同上］ （吸収合併存続相互会社の公告事項） 第百一条の二の十七　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イ又は会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項 ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　略］

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　同上］

別紙様式第６号（第59条関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第71号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

［６・７　略］

第１　［略］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

別紙様式第６号（第59条関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第67号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

［６・７　同左］

第１　［同左］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(14)　略］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(25)　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第３～第７　略］

別紙様式第６号の２（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(14)　同左］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(25)　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第３～第７　同左］

別紙様式第６号の２（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 71 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

［６・７　略］

第１　［略］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(14)　略］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(25)　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 67 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

［６・７　同左］

第１　［同左］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(14)　同左］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(25)　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　略］
［第３～第７　略］

別紙様式第６号の３（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
第１　［略］
第２　中間連結財務諸表
１　［略］
２　中間連結貸借対照表
年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表
⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）
［表略］
⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［１～５　同左］
［第３～第７　同左］

別紙様式第６号の３（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
第１　［同左］
第２　中間連結財務諸表
１　［同左］
２　中間連結貸借対照表
年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表
⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）
［同左］
⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］

［(1)～(10)　略］

(11)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［(12)～(20)　略］

［３～７　略］

(3)　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

(4)　（損害保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［３～６　略］

第３　［略］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

［(1)～(10)　同左］

(11)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［(12)～(20)　同左］

［３～７　同左］

(3)　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［同左］

(4)　（損害保険相互会社及びその子会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［３～６　同左］

第３　［同左］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 71 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

６　［略］

［第１～第３　略］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(12)　略］

(13)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 25 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(14)～(33)　略］

［２～７　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 67 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。

６　［同左］

［第１～第３　同左］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(12)　同左］

(13)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第 22 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［(14)～(33)　同左］

［２～７　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）
［１～７　略］
［第５～第13　略］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 71 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
６　［略］
［第１～第３　略］
第４

（記載上の注意）
［１～７　同左］
［第５～第13　同左］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
５　保険会社が会社法施行規則第２条第２項第 67 号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 25 条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち「１　保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
６　［同左］
［第１～第３　同左］
第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

［⑵～⑿　略］

⒀　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⒁～㉝　略］

［２～７　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第５～第13　略］

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

［⑵～⑿　同左］

⒀　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⒁～㉝　同左］

［２～７　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第５～第13　同左］

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）

［表略］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(14)　略］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(24)　略］

［３～８　略］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）

金融庁長官　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　連結貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等）

［同左］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［(1)～(14)　同左］

(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［(16)～(24)　同左］

［３～８　同左］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）

［同左］

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

［⑴～⑼　略］

⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　［略］

⑵　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

［①・②　略］

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑶　［略］

［３～８　略］

［４～６　略］

第３　［略］

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑼　同左］

⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①・②　同左］

③　当連結会計年度及び翌連結会計年度年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

⑶　［同左］

［３～８　同左］

［４～６　同左］

第３　［同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
第１　［略］
第２　中間連結財務諸表
１　［略］
２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［表略］
⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［(1)～⑽　略］
⑾　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

別紙様式第14号（第210条の10関係）　　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
第１　［同左］
第２　中間連結財務諸表
１　［同左］
２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［同左］
⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］

［(1)～⑽　同左］
⑾　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

［⑿～⑳　略］
［３～７　略］
［３～５　略］
第３　［略］

別紙様式第15号（第210条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
第１　［略］
第２　連結財務諸表
１　［略］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［表略］
⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［表略］
（記載上の注意）

［⑿～⑳　同左］
［３～７　同左］
［３～５　同左］
第３　［同左］

別紙様式第15号（第210条の10関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
第１　［同左］
第２　連結財務諸表
１　［同左］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［同左］
⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）
［同左］
（記載上の注意）

１　［略］	１　［同左］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	２　［同左］
［(1)～(14)　略］	［(1)～(14)　同左］
(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額	(15)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
［(16)～(24)　略］	［(16)～(24)　同左］
［３～８　略］	［３～８　同左］
［３～５　略］	［３～５　同左］
第３　［略］	第３　［同左］
別紙様式第15号の２（第210条の11関係）　（日本産業規格Ａ４）	別紙様式第15号の２（第210条の11関係）　（日本産業規格Ａ４）
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　保険持株会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。	４　保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。
［１～12　略］	［１～12　同左］
別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）　（日本産業規格Ａ４）	別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）　（日本産業規格Ａ４）
年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書	年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　少額短期保険業者が会社法施行規則第２条第２項第71号又は保険業法施行規則第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち、「１　少額短期保険業者の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。

７　［略］

［第１～第３　略］

第４　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(9)　略］

(10)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して

年　　月　　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　少額短期保険業者が会社法施行規則第２条第２項第67号又は保険業法施行規則第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち、「１　少額短期保険業者の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。

７　［同左］

［第１～第３　同左］

第４　貸借対照表

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(9)　同左］

(10)　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して

表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑾～㉔　略］

［２～６　略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第５～第13　略］

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　少額短期保険業者が会社法施行規則第２条第２項第71号又は保険業法施行規則第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち、「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらの全てを企

表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

［⑾～㉔　同左］

［２～６　同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第５～第13　同左］

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　少額短期保険業者が会社法施行規則第２条第２項第67号又は保険業法施行規則第25条の３に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第１中に定める記載事項のうち、「１　事業の経過及び成果等」、「２　財産及び損益の状況の推移」、「３　支店等及び代理店の状況」、「４　使用人の状況」については、これらのすべてを

業集団（当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。

［７・８　略］

［第１～第７　略］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記につい

企業集団（当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「２　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。

［７・８　同左］

［第１～第７　同左］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

ては、その関連が明らかになるように記載すること。 ［⑴～⑺　略］ ⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 ［⑼～⑬　略］ ［２～５　略］ ⑵　［略］ ［３～６　略］	［⑴～⑺　同左］ ⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 ［⑼～⑬　同左］ ［２～５　同左］ ⑵　［同左］ ［３～６　同左］
別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書 （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。 ［１～６　略］	別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書 （記載上の注意） ［１・２　同左］ ３　少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵　財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。 ［１～６　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第四十三条　法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　電子提供措置（法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第四十六条第四項第三号において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定 五　定款に定められた事項（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項	（募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第四十三条　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　定款に定められた事項（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前三号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（募集優先出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第四十六条　［略］ ［２・３　略］ ４　法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定 四　［略］ 五　定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項	（募集優先出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） 第四十六条　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前三号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） 第九条　法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項 ［イ～ハ　略］ ニ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。） ⑴　投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対	（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） 第九条　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　［同上］ ⑴　投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対

象区分等をいう。第百三十五条第六号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合

再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第六号ニ(1)において同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第六号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。第百三十五条第六号ニ(2)において同じ。）に該当する認定発電設備で

象区分等をいう。第百三十五条第五号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合

再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ(1)において同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第五号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。第百三十五条第五号ニ(2)において同じ。）に該当する認定発電設備で

ある場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第六号ニ⑵において同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。⑶及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。同号ニ⑵において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニ⑵において同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

⑶　⑴及び⑵に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下⑶、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第六号ニ⑶において同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下⑶及び同号ニ⑶において同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下⑶及びへ並びに同号ニ⑶及びへにおいて「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業

ある場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ⑵において同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。⑶及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。同号ニ⑵において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニ⑵において同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

⑶　⑴及び⑵に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下⑶、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ⑶において同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下⑶及び同号ニ⑶において同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下⑶及びへ並びに同号ニ⑶及びへにおいて「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業

者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ　［略］

ヘ　認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第六号ヘにおいて同じ。）

［ト・チ　略］

三　投資公共施設等運営権（投資信託財産に属する公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条

者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ　［同上］

ヘ　認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第五号ヘにおいて同じ。）

［ト・チ　同上］

三　［同上］

イ　公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条

第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第七号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

［ロ・ハ　略］

ニ　公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。第百三十五条第七号ニにおいて同じ。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ　［略］

ヘ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第七号ヘにおいて同じ。）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百三十五条　法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子提供措置（法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その規定

第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第六号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

［ロ・ハ　同上］

ニ　公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。第百三十五条第六号ニにおいて同じ。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ　［同上］

ヘ　公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第六号ヘにおいて同じ。）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百三十五条　［同上］

一　電子提供措置（法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その規定

［号を加える。］

二　規約に定められた事項（法第八十三条第一項第一号から第六号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であって、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

三～七　［略］

（招集の決定事項）

第百四十条　法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号、第五号、第六号及び第八号イからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

［一～六　略］

七　投資主総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による規約の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第百六十二条の四第二号において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

八　法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。ハ及び第百五十五条に

一　規約に定められた事項（法第八十三条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。）であって、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

二～六　［同上］

（招集の決定事項）

第百四十条　法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第百五十五条において

おいて同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ　電子提供措置をとる旨の規約の定めがある場合において、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該投資主に係る事項に限る。）第百五十五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

九・十　［略］

（投資主総会参考書類）

第百四十一条　［略］

2　［略］

3　執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項本文又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第百五十四条第一項並びに第百五十五条第四項及び第五項において同じ。）を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条　投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるも

同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

［号の細分を加える。］

八・九　［同上］

（投資主総会参考書類）

第百四十一条　［同上］

2　［同上］

3　執行役員は、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第九十一条第一項本文又は第二項の規定による通知をいう。以下この項、次条第五項、第百五十四条第一項並びに第百五十五条第三項及び第四項において同じ。）を発出した日から投資主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を投資主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条　投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるも

のを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

［一～四　略］

［２・３　略］

（議決権行使書面）

第百五十五条　［略］

２　第百四十条第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に、当該投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

３　第百四十条第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合には

のを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

［一～四　同上］

［２・３　同上］

（議決権行使書面）

第百五十五条　［同上］

２　第百四十条第七号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に、当該投資主に対して、同条第四項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［項を加える。］

、投資法人は、法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該投資主に対して、法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　［略］

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百五十七条　法第九十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第百四十条第八号イに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号イの特定の時）とする。

（電子提供措置）

第百六十二条の二　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する内閣府令で定めるものは、第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第百六十二条の三　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、

3・4　［同上］

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第百五十七条　法第九十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める時は、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第百四十条第七号イに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号イの特定の時）とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

次に掲げる事項とする。

一　電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項

二　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第三項に規定する場合には、同項の手続であって、金融商品取引法施行令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるものをインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第百六十二条の四　法第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）とする

［条を加える。］

。

一　議案

二　投資主総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　特定目的会社の社員総会に関する規則（平成十八年内閣府令第五十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　社員総会 第一節　［略］ 第二節　社員総会参考書類 ［第一款～第六款　略］ 第七款　社員総会参考書類の記載の特則（第二十五条） 第三節　電子提供措置（第二十六条―第二十八条） 附則 （定義） 第二条　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ 第一節　［同上］ 第二節　［同上］ ［第一款～第六款　同上］ 第七款　社員総会参考書類の記載の特則（第二十五条） 附則 （定義） 第二条　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］

六　電子提供措置　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。

七・八　［略］

九　計算関係書類　各事業年度に係る計算書類（法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。第二十八条において同じ。）及びその附属明細書をいう。

（招集の決定事項）

第三条　法第五十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第五十四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第二十八条において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四　法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからニまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

［号を加える。］

六・七　［同上］

八　計算関係書類　各事業年度に係る計算書類（法第百二条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。

（招集の決定事項）

第三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

四　法第五十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ　［略］

ロ　法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。ニ並びに第五条第二項及び第三項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があった時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ　［略］

ニ　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、法第五十五条第三項の承諾をした特定社員又は法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員の請求があった時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該特定社員又は社員に係る事項に限る。第五条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

［五・六　略］

（議決権行使書面）

第五条　［略］

2　第三条第四号イ又はロに掲げる事項についての定めがある場合には、特定目的会社は、法第五十五条第三項の承諾をした特定社員又

イ　［同上］

ロ　法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。第五条第二項において同じ。）に対しては、当該社員の請求があった時に法第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ハ　［同上］

［号の細分を加える。］

［五・六　同上］

（議決権行使書面）

第五条　［同上］

2　第三条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、特定目的会社は、法第五十五条第三項の承諾（法第五十六条第三項に

は法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員の請求があった時に、当該特定社員又は社員に対して、法第五十五条第六項又は第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3　第三条第四号ニに掲げる事項についての定めがある場合には、特定目的会社は、法第五十五条第三項の承諾をした特定社員又は法第五十六条第三項において準用する法第五十五条第三項の承諾をした社員の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該特定社員又は社員に対して、法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5　［略］

第三節　電子提供措置

（電子提供措置）

第二十六条　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する内閣府令で定めるものは、施行規則第百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

おいて準用する場合の社員の承諾を含む。）をした社員の請求があった時に、当該社員に対して、法第五十五条第六項及び第五十六条第三項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［項を加える。］

3・4　［同上］

［節を加える。］

（電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項）

第二十七条　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項

二　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の三第三項に規定する場合には、同項の手続であって、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるものをインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十八条　法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　社員総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　特定目的会社の計算に関する規則第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号、第六十五条第一号から第五号まで、第六十五条の二各号、第六十七条の二各号並びに第六十八条第七号から第九号までに掲げる事項

ロ　事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役が異議を述べている場合における当該事項

三　計算書類に記載され、又は記録された事項（注記表に係るものに限る。）

2　次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書

面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を社員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける社員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項　監査役が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を社員に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

二　前項第三号に掲げる事項　監査役又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を社員に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

備考　表中の［　］の記載は注記である。